

さいたま市医療的ケア児実態調査

結果報告書【概要版】

令和4年2月

さいたま市

1. 調査の概要

1. 調査の概要

1 調査の目的

さいたま市内在住で医療的ケアを必要とする児童が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、保育等の支援を受けられるようになるための、検討の基礎資料を収集すること。

2 調査の設計

方法：特別支援学校を通じて対象の保護者に配布・郵送回収

対象：①・②両方に該当する児童

①さいたま市在住で、県内特別支援学校に在籍している児童

②自宅等で日常的に医療的ケアを必要とする児童

※「医療的ケアを必要とする児童」とは、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（児童福祉法第56条の6第2項）」の対象となる方を想定。

3 実施期間

令和2年1月1日（水）～令和2年2月29日（土）

4 回収結果

対象	配付数	回収数	医療的ケア児対象件数
市立特別支援学校	100	41	29
県立特別支援学校	1,300	407	38
合計	1,400	448	67

5 調査結果の詳細

本調査結果の詳細につきましては、さいたま市 HP (<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/003/p084561.html>) に掲載しております。

2. 医療的ケア児実態調査結果の概要

1 回答者の属性

- ・「母」が59人（88.1%）と最も多くなっている。

2 対象者の属性

- ・年齢別では「8歳」、「9歳」、「11歳」が最も多く、性別では大きな偏りは見られなかった。
 - ・身体障害者手帳では「交付あり（1級）」が41人（61.2%）、療育手帳では「交付あり（A）」が36人（53.7%）、精神手帳では「交付なし」が47人（70.1%）と最も多くなっている。
 - ・日常生活の状態等について、姿勢は「姿勢保持できない」、移動は「移動できない」、食事は「全面的な介助が必要」、排泄時の介助は「全面的な介助が必要」、入浴時の介助は「全面的な介助が必要」、言葉の理解は「理解できない」、意思表示は「少し意思表示できる」、自発呼吸は「できる」が最も多くなっている。
 - ・日常生活で必要とする医療的ケアについて、全体としては、「吸引」が42人（62.7%）と最も多く、次いで「吸入・ネブライザー」が37人（55.2%）、「経管栄養」が36人（53.7%）と比較的多い傾向となっている。
- また、日常的に行っている医療的ケアでは、「経管栄養」が33人と最も多くなっており、「気管切開部の管理（ガーゼ交換等）」も20人と比較的多くなっている。

3 医療的ケア・在宅療養に関する相談先について

- ・相談したことがある機関として、「区役所支援課」が44人（77.2%）と最も多く、次いで「学校」が32人（56.1%）、「市の総合療育センター」が30人（52.6%）と比較的多くなっている。
- ・相談先で困ったこととしては、「利用しなかったサービスに繋がらなかった」が22人（32.8%）と最も多く、次いで「困ったことは特にない」が21人（31.3%）となっている。

4 医療的ケア実施者について

- ・母が55人（82.1%）と最も多くなっている。
- ・就労されているかについては、「していない」が42人（62.7%）で最も多くなっている。

5 サービス等利用状況について

- ・医療サービスでは、「訪問看護」が31人（46.3%）と最も多くなっている。
- ・福祉サービスでは、「日常生活用具の給付」が48人（71.6%）と最も多く、次いで「補装具の交付等」が46人（68.7%）、「放課後等デイサービス」が41人（61.2%）と比較的多くなっている。

6 在籍・通学状況について

- ・在籍先は「小学部」が41人（61.2%）、学校への通学状況は「学校へ通学」が55人（82.1%）、通学日数は「週5日」が47人（85.5%）、通学時間（片道）は「10～20分」が16人（29.1%）、通学方法は「スクールバス」が28人（50.9%）、通学中の医療的ケアは「していない」が42人（76.4%）と最も多くなっている。

7 就学前（0～6歳児）の状況について

- ・「市の総合療育センター」が36人（53.7%）と最も多く、次いで「児童発達支援事業所」が17人（25.4%）と比較的多くなっている。

3. 考察

1 医療的ケア児本人の状態

- ・「立つことができる」、「歩ける（補助具利用を含む）」など比較的自立度の高い医療的ケア児が一定数いることがわかった。このような子どもの日常生活を充実させるために、医療的ケアを実施することができる人材を十分に配置することが必要であると考えられる。

2 医療的ケア・在宅療養に関する相談先について

- ・医療機関以外で相談したことがある対象者のうち7割以上が「区役所支援課」に相談をしていた。また、相談したが3割以上の方が「利用しなかったサービスに繋がらなかった」、約2割の方が「医療的ケア児の支援に詳しい人がいなかった」と回答しており、利用可能なサービスの周知が必要と考えられる。区役所支援課の役割は重要であり、加えて「どこに相談したらよいかわからない」という意見も多いことから、本市における医療的ケア児等コーディネーターの活用の在り方を探るとともに、周知を図る必要がある。

3 医療的ケア実施者について

- ・在宅で主に医療的ケアを実施しているのは「母」であり、病気や外出等により医療的ケアを実施できない場合は、ほとんどが代わりに「同居の家族」や「別居の親族」に医療的ケアを依頼できるとし、一部訪問看護師に依頼するという回答も見られた。緊急時は約2割の方が、事前に予定がわかっているにもかかわらず1割以上の方が、代わりに医療的ケアを依頼できる方がいないと回答された。医療的ケア児が母やその同居家族以外からの支援も受けられるために、医療的ケア児を受け入れる事業者への助成制度等を活用するなどして、医療的ケア児の一時的な預け先が増えるよう図る必要がある。

4 サービス等利用状況について

- ・「日常生活用具の給付（外出時に使用する電源バッテリー等については限定的な給付のため、一部不安の声があった）」や「補装具の交付等」が最も多く、「放課後等デイサービス」や「訪問看護」の利用も比較的多かったが、短期入所（レスパイト含む）の利用は4割以下とそれほど多くはなかった。しかし、自由記載では緊急時の一時預け先（短期入所等）を求めている意見が一定数あったことから、短期入所等のサービス提供の不満足が生じているのではないかと考えられる。

5 在籍・通学状況について

- ・通学方法として「スクールバス」が最も多かったが、「自家用車」についても全体の4割以上を占めており、ご家族等の負担となっている。自由記載の意見としても、医療的ケアに対応したスクールバスの運行や看護師の同行、移動支援の使い勝手を良くしてほしい等の意見があった。また、学校卒業後の暮らし方について不安であるといった意見も複数あったことから、送迎の支援と学齢期から成人期に生活の場を円滑に移行するための支援が必要と考えられる。

6 その他

- ・本調査は、市内在住の医療的ケア児のうち、特別支援学校に通う生徒限定での実施ではあるが、市内の現状や保護者等の切実な思いを把握することができた。
- ・今後、本調査の結果を踏まえ、必要な支援について検討するとともに、継続的な実態把握を行っていく必要があると考えられる。